特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和5年10月11日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及び マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④デジタル庁への公金受取口座情報の照会
③システムの名称	 保健福祉総合システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
児童手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 74、75の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 こども家庭課 電話番号0835-25-2348

Ⅱ しきい値判断項目

_ OC						
1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か			15年7月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和	15年7月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		直点項目 評	価書又は全項	く選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 頁目評価書において、リス	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供		つ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]外部	監査	
9. 従業者に対する教育・唇	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		

変更箇所

変更固 変更日	PJT 項目 変更前の記載 変更前の記載 である である		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報				定期見直しに係る修正(軽微
平成28年6月10日	当部署 ②所属長	子育て支援課長 中谷純一	子育て支援課長 椙山範雅	事後	な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) ・第19条、第40条、第44条	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主	事後	定期見直し及び法令の改正に 係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育で支援課 電話番号0835-23-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 椙山範雅	子育て支援課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日		〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	IV リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月10日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[〇]委託しない	[]委託しない	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和3年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当管理システム	1. 保健福祉総合システム	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月10時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	番号法	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) ・第19条、第40条、第40条の2、第44条	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :74、75の項	事後	法改正による変更及び定期見 直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生 活環境部 市政相談課 電話番号0835-25- 2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25- 2194	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年4月1日		児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) に基づき、児童を養育している者に児童手当を 支給することにより、次代の社会を担う子どもの 健やかな育ちを支援するため、対象者の資格 管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っ ている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号、以下「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) に基づき、児童を養育している者に児童手当を 支給することにより、次代の社会を担う子どもの 健やかな育ちを支援するため、対象者の資格 管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っ ている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号、以下「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファ イルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナ ポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電 子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス 検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認②所得情報の照会、児童手当拠出金事務④デジタル庁への公金受取口座情報の照会	事後	公金受取口座情報の活用開始に関する項目の追記
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②部署	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども家庭課	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	組織改革
令和5年10月11日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ		〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健 康福祉部 こども家庭課 電話番号0835-25- 2348	事後	組織改革
令和5年10月11日	連絡先 11しさい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年10月11日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)